

長浜市認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、所有不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請がありましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることに異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和 8 年 6 月 1 2 日

長浜市長 浅見 宣義

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	南浜町自治会
区 域	長浜市南浜町全域とする。ただし、「長浜市南浜町」のうち 1 1 3 9 番地から 1 2 9 8 番地 5 0 及び 1 4 6 9 番地から 1 5 7 8 番地 2 までを除いた区域とする。
主たる事務所	長浜市南浜町 1 4 4 0 番地

2 申請不動産に関する事項

土地

地 目	面 積	所在地
雑種地	3 2 0 0 m ²	長浜市南浜町字川下 1 1 3 8 番 1 2
雑種地	9 3 4 m ²	長浜市南浜町字川下 1 1 3 8 番 1 3

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
漣 登藏	東浅井郡大郷村大字南浜 7 3 4 番地
中川 徳太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 6 番屋敷
中川 長兵衛	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 3 番地
中川 謙治	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 1 番地
川瀬 平太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 5 0 0 番地
川瀬 吉治	東浅井郡大郷村大字南浜 7 2 8 番地
篠原 幸栄	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 7 番地
漣 常太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 9 9 番屋敷
澤田 四郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 3 番地の 2
篠原 儀右エ門	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 8 番地

漣 寅吉	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 6 番地
田中 寅治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 3 番地
川瀬 清一郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 1 7 番地
川瀬 重左エ門	東浅井郡大郷村大字南浜 7 0 8 番地
篠原 幸市	東浅井郡大郷村大字南浜 7 8 番屋敷
吉田 庄太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 9 8 番地
寺田 彦一	東浅井郡大郷村大字南浜 1 1 1 番屋敷
中川 平治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 8 0 番地
澤田 善一	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 0 番地
中田 源一郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 0 番地
田中 利左エ門	東浅井郡大郷村大字南浜 3 3 番屋敷
田中 定右門	東浅井郡大郷村大字南浜 1 8 番屋敷
中川 惣藤松	東浅井郡大郷村大字南浜 1 0 0 番屋敷
蒲生 治三郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 8 1 番地
蒲生 仙吉	東浅井郡大郷村大字南浜 1 3 5 番屋敷
田中 利一郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 4 0 番地
西島 勇太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 9 0 番屋敷
蒲生 周弥	東浅井郡大郷村大字南浜 5 2 番屋敷
西山 両太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 7 5 番地
中田 源吉	東浅井郡大郷村大字南浜 7 2 2 番地
漣 岩松	東浅井郡大郷村大字南浜 1 3 番屋敷
中田 耕一	東浅井郡大郷村大字南浜 7 2 1 番地
立花 徳雄	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 0 番地
岩田 太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 3 2 番地
中川 負一	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 4 番地
漣 誠一	東浅井郡大郷村大字南浜 4 7 6 番地
中川 庄治	東浅井郡大郷村大字南浜 9 0 0 番地の 1
中川 秀治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 5 0 4 番地
中田 幸太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 8 番地
吉田 徳弥	東浅井郡大郷村大字南浜 4 8 3 番地
川瀬 眞太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 1 0 3 番屋敷
吉田 嘉七	東浅井郡大郷村大字南浜 5 0 5 番地
澤田 久光	東浅井郡大郷村大字南浜 6 7 8 番地
吉田 藤一郎	東浅井郡大郷村大字南浜 8 9 8 番地
吉田 八太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 6 6 番地
中川 佐壽	東浅井郡大郷村大字南浜 4 7 2 番地
吉田 未治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 7 3 番地
川瀬 佐之助	東浅井郡大郷村大字南浜 6 6 8 番地

中川 常七	東浅井郡大郷村大字南浜 1 7 番屋敷
蒲生 忠治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 4 2 番地の 1
中川 琢治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 1 番地の 2
中川 與四弥	東浅井郡大郷村大字南浜 2 2 番屋敷
中川 広吉	東浅井郡大郷村大字南浜 4 5 番屋敷
蒲生 繁太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 4 9 番地
田畑 藤五郎	東浅井郡大郷村大字南浜 3 番屋敷
西川 信一	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 8 番地
福田 亀太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 9 番地
中川 利夫	東浅井郡大郷村大字南浜 4 6 6 番地
中川 梅太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 9 番地
中川 良太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 5 0 番地
宮川 未藏	東浅井郡大郷村大字南浜 4 6 4 番地
川瀬 彦十郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 6 番地
西島 孫一	東浅井郡大郷村大字南浜 4 6 8 番地
川瀬 小一郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 0 0 番地
吉田 源藏	東浅井郡大郷村大字南浜 6 7 5 番地
澤田 吉郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 3 6 番地
漣 善三郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 8 8 番地
西川 未藏	東浅井郡大郷村大字南浜 7 1 1 番地
西川 佐久司	東浅井郡大郷村大字南浜 4 4 1 番地
中田 喜代治	東浅井郡大郷村大字南浜 1 3 9 番屋敷
中川 正技	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 4 番地
福田 長松	東浅井郡大郷村大字南浜 2 8 番屋敷
中川 庄市	東浅井郡大郷村大字南浜 6 7 4 番地
川瀬 與之松	東浅井郡大郷村大字南浜 1 1 番屋敷
篠原 英一	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 3 番地
川瀬 良三	東浅井郡大郷村大字南浜 7 6 3 番地
中川 房治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 3 番屋敷
中川 喜太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 3 8 番地
蒲生 宗代吉	東浅井郡大郷村大字南浜 1 5 番屋敷
寺田 喜之助	東浅井郡大郷村大字南浜 6 7 2 番地
川瀬 徳藏	東浅井郡大郷村大字南浜 1 1 6 番屋敷
吉田 八郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 2 9 番地
中川 福藏	東浅井郡大郷村大字南浜 4 7 3 番地
中川 繁太	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 5 番地
中川 捨造	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 2 番地
中川 善弥	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 5 番地の 1

中川 武一	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 2 番地
中川 梅治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 1 0 4 番屋敷
川瀬 秀弥	東浅井郡大郷村大字南浜 7 2 4 番地
福田 太佐 <small>三</small> 門	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 番屋敷
澤田 亥之助	東浅井郡大郷村大字南浜 4 8 5 番地
川瀬 益治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 5 番地
川瀬 喜八	東浅井郡大郷村大字南浜 7 0 6 番地
中田 喜三	東浅井郡大郷村大字南浜 7 2 3 番地
中川 初太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 6 7 番地
中川 竜太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 6 番地
西島 孫左衛門	東浅井郡大郷村大字南浜 6 8 7 番地
川瀬 禮造	東浅井郡大郷村大字南浜 7 1 5 番地
川瀬 義太	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 5 番地
田中 新八	東浅井郡大郷村大字南浜 3 7 番屋敷
粕井 梅治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 1 6 番地
中川 庄治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 1 9 番地
吉田 せき	東浅井郡大郷村大字南浜 1 8 番屋敷
吉田 たつ	東浅井郡大郷村大字南浜 7 7 0 番地
漣 哲三	東浅井郡大郷村大字南浜 7 3 9 番地
川瀬 傳之慎	東浅井郡大郷村大字南浜 9 0 2 番地
寺田 七松	東浅井郡大郷村大字南浜 7 0 4 番地
川瀬 平治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 8 7 番地
中川 敬太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 9 0 4 番地
吉田 甚之助	東浅井郡大郷村大字南浜 8 7 番屋敷
中川 未治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 4 0 番地
中川 義之助	東浅井郡大郷村大字南浜 1 0 8 番屋敷
中田 未治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 1 3 9 番屋敷
中川 治右 <small>三</small> 門	東浅井郡大郷村大字南浜 1 0 8 番屋敷
片岡 源治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 6 9 5 番地
田中 乙松	東浅井郡大郷村大字南浜 1 9 番屋敷
西島 市治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 4 5 3 番地
吉田 祐太郎	東浅井郡大郷村大字南浜 8 8 1 番地
澤田 柝井	東浅井郡大郷村大字南浜 4 8 4 番地
中川 武太夫	東浅井郡大郷村大字南浜 5 9 番屋敷
川瀬 爲吉	東浅井郡大郷村大字南浜 1 1 番屋敷
中川 貞治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 7 1 8 番地
西川 順一	東浅井郡大郷村大字南浜 4 4 3 番地
中田 才治	東浅井郡大郷村大字南浜 1 1 2 番地

中川 つる	東浅井郡大郷村大字南浜 7 3 3 番地
西川 庄三	東浅井郡大郷村大字南浜 4 3 9 番地
中川 留治郎	東浅井郡大郷村大字南浜 8 9 7 番地

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(1) 期間

令和 8 年 6 月 1 2 日から令和 8 年 9 月 1 1 日まで

(2) 方法

長浜市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 2 2 条の 3 第 3 項の申出書の様式に必要事項を記載のうえ、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、提出すること。

5 提出先 長浜市八幡東町 6 3 2 番地

長浜市市民協働部市民活躍課自治振興係

（電話番号） 0 7 4 9 - 6 5 - 8 7 1 1